平成２３年（フ）第１４７２１号
東京都板橋区大山金井町37―10―304　大沢ビル
債務者　福田　光一
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７２３号
東京都練馬区光が丘５丁目５－３―302
債務者　磯野　良子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７２４号
東京都練馬区光が丘５丁目５－３―302
債務者　磯野　有希
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７３０号
千葉県船橋市金杉台２丁目２―12―104
債務者　伊藤　雅子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７３２号
神奈川県川崎市川崎区渡田新町３丁目13－９
債務者　岡村　亮一
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７３３号
東京都江戸川区南小岩６丁目３－９
債務者　八百板満雄
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７５２号
東京都板橋区向原２丁目32―10―202
債務者　津志田惠子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７５３号
東京都足立区竹の塚１丁目25―５―501
債務者　保戸塚裕子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７５４号
東京都世田谷区奥沢２丁目９―27―505
債務者　三浦　　信
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７５５号
東京都江戸川区西瑞江２丁目19―75
債務者　土谷　信子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７５７号
千葉県南房総市二部444―１
債務者　池田　圭子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７５８号
東京都大田区西蒲田４丁目32―５―101
債務者　西谷　　實
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７６２号
千葉県習志野市津田沼７丁目８―21―Ｂ―101
債務者　鈴木　由美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７７０号
東京都小金井市梶野町５丁目10―13―101
債務者　高橋　　勉
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７７１号
東京都世田谷区大蔵３丁目５―30―402
債務者　山本　正樹
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７７５号
東京都江東区大島５丁目23―２―102
債務者　金子　澄子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部